



社会保険労務士法人
桑原事務所 NEWS

2024年6月11日号
【助成金情報】山口県もっと育休奨励金

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。
社会保険労務士法人桑原事務所の常友です。

今回は「山口県もっと育休奨励金」についてご紹介します。
こちらの奨励金は、【やまぐち“とも×いく”応援企業】に登録した事業者（「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推奨する企業等）を対象に最大約180万円の奨励金が支給されます。

企業等の育児休業等取得を促進する取組や、男性の育児休業取得期間の長期化の取組を支援し、男性の育児・家事関連時間を増加させ、共育での機会をつくることで、男性、女性ともに希望どおり、育休を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりを推進することを目的としています。

下記より支給対象、要件等ご確認いただき、お役立ていただければと思います。

最大
約180万円

山口県もっと育休奨励金

やまぐち"とも×いく"応援企業に登録した事業者(「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推奨する企業等)に対し、奨励金を支給します!

1 育休取得推奨 最大20万円 (1事業者1回限りの支給)

育休取得を推奨する計画策定	取組強化加算
<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、育休取得を推奨することを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●育休取得者の業務を代替する対価として手当等の支援策を規定するなどの取組強化
10万円	10万円

2 男性の育児休業取得 (従業員300人以下の事業者に限る)

手当奨励金 (最大3,000円/日)	長期の育児休業取得奨励金
<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業取得者に対し、育児休業給付金とは別に企業が手当等を支給した場合の実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業取得者が通算90日以上育児休業を取得
1社あたり上限額 109万5千円※ (※3,000円×365日=1,095,000円)	50万円
1事業者1年度あたり上限額まで支給	1事業者1年度1回限りの支給

お問い合わせ先・申請窓口 TEL : 083-974-2050

やまぐち"とも×いく"応援事務局(やまぐち働き方改革支援センター)

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号KDDI維新ホール3F

問い合わせ先メールアドレス tomoiku_support@joby.jp HP : <https://y-hatarakikata.com>
 申請書提出メールアドレス tomoiku_shinsei@joby.jp [やまぐち働き方改革支援センター](#)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/251120.html>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
 〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
 FAX:0835-26-0023
 MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>

